

岩手県告示第843号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護又は介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年12月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問看護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
医療法人社団創生会	奥州市水沢区佐倉河字慶徳27番地1	花憩庵訪問看護ステーション	胆沢郡金ヶ崎町西根谷来浦46番地1	平成24年3月1日

2 居宅療養管理指導

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
株式会社アオキファーマシー	盛岡市中ノ橋通一丁目14番9号	おおがま薬局	岩手郡滝沢村大釜字吉水104番地1	平成24年12月1日

3 介護予防訪問看護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
医療法人社団創生会	奥州市水沢区佐倉河字慶徳27番地1	花憩庵訪問看護ステーション	胆沢郡金ヶ崎町西根谷来浦46番地1	平成24年3月1日

4 介護予防通所介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
特定非営利活動法人サポートセンターNPOえさし	奥州市江刺区西大通り9番8号	ふれあいステーション「こすもす」	奥州市江刺区稲瀬字大文字144番地	平成24年11月1日